

保険料の軽減措置が一部変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。

令和8年度は、均等割額5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。また、医療分のみ均等割額7割軽減に加えて、特例により、さらに0.2割軽減を行います。(7.2割軽減)

所得の低い方の均等割額の軽減

●軽減判定所得基準

令和7年度

軽減割合	軽減判定所得 ^{※1} 基準
5割軽減	43万円+(30.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}
2割軽減	43万円+(56万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}

令和8年度

軽減割合	軽減判定所得 ^{※1} 基準
5割軽減	43万円+(31万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}
2割軽減	43万円+(57万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2}

●令和8年度軽減判定所得基準

軽減判定所得 ^{※1} 基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合 上段：医療分 下段：子ども・子育て支援金分	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	7.2割軽減	14,280円/年
	7割軽減	393円/年
43万円+(31万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	5割軽減	25,500円/年
	5割軽減	655円/年
43万円+(57万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1) ^{※2} 以下の場合	2割軽減	40,800円/年
	2割軽減	1,048円/年

※1 均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。

・専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

・65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

・軽減判定の基準日は毎年4月1日です。(年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります。)

※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。

②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入が125万円を超える。

③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

軽減の申請手続きは不要です

軽減判定の対象となる方の所得情報が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」は加入した月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

●国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であった方は対象になりません。

●「所得の低い方の均等割額の軽減」に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。